

# 市内の公立幼稚園一覧

市外局番（０８８）

幼稚園名	所在地	電話番号
撫養幼稚園	撫養町斎田字岩崎 1 3 5 番地 3	6 8 6 - 4 0 9 3
精華幼稚園	撫養町立岩字内田 7 3 番地	6 8 6 - 4 5 5 8
黒崎幼稚園	撫養町黒崎字清水 8 6 番地 2	6 8 6 - 9 4 7 8
桑島幼稚園	撫養町大桑島字与三左谷 3 2 番地	6 8 6 - 9 4 7 9
第一幼稚園	大津町木津野字藪の内 5 5 番地 2	6 8 6 - 3 4 5 3
里浦幼稚園	里浦町里浦字西浜 4 0 1 番地	6 8 6 - 2 4 4 8
成稔幼稚園	鳴門町高島字北 2 2 1 番地	6 8 7 - 1 6 7 9
明神幼稚園	瀬戸町明神字越浦 7 0 番地	6 8 8 - 1 2 4 4
大津西幼稚園	大津町大代 1 2 1 0 番地	6 8 6 - 0 4 2 5
堀江北幼稚園	大麻町大谷字中筋 5 3 番地	6 8 9 - 2 2 2 0
堀江南幼稚園	大麻町西馬詰字橋ノ本 7	6 8 9 - 1 4 2 2
板東幼稚園	大麻町板東字采女 3 4 番地	6 8 9 - 1 4 3 7



# 令和2年度 幼稚園入園

## お申し込みのご案内



鳴門市教育委員会 学校教育課

受付期間

令和元年12月2日(月)～令和元年12月27日(金)  
※土・日・祝日を除く

入園願書申込先  
問い合わせ先

各幼稚園 午前8時15分から午後5時  
学校教育課 午前8時30分から午後5時15分  
TEL (088) 686-8802

## 1. 入園の手続き

(1) 各幼稚園に「支給認定申請書」と「入園願書」がありますので、記入押印のうえ各幼稚園に提出します。



(2) 施設型給付費（1号）に認定されます。

※ 幼稚園入園児は1号認定となります。

※ 認定されたことを証明する『支給認定証』は任意交付となっていますので、発行を希望する場合は、別途申請書の提出が必要です。幼稚園より手渡し、または教育委員会より郵送されます。



(3) 入園手続きが終了します。

## 2. 入園説明会

各幼稚園で1月15日（水）午後実施予定です。

※時間等詳細は各幼稚園にお尋ねください

## 3. 保育時間

午前8時00分 ～ 午後2時（月・火・木・金曜日）

午前8時00分 ～ 午後1時（水曜日）

## 4. 利用者負担額（保育料）について

保護者に負担していただく保育料は、無償となります。

ただし所得階層を算定する必要があるため、同一世帯(住民票上の世帯ではありません)に属し、生計を一にしている父母および扶養義務者の市区町村民税の税額（以下「市民税額」と表記します）により決定します。

★ 毎年9月が所得階層の切り替え時期となります。

4月 5月 6月 7月 8月      9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

① 前年度の市民税額に基づく算定

② 当年度の市民税額に基づく算定

① 令和2年4月から令和2年8月までの所得階層は、平成31年度の市民税額に基づいた算定となります。

② 令和2年9月から令和3年3月までの所得階層は、令和2年度の市民税額に基づいた算定となります。

※所得状況については、申請に基づきこちらで確認しますので、基本的に書類の提出の必要はありませんが、下記の方については、書類の提出をお願いします。

平成31年1月1日現在、本市に住民登録のなかった方	平成31年1月1日に住民登録をしていた市区町村発行の平成31年度所得課税証明書 (申請時に提出をお願いします)
令和2年1月1日現在、本市に住民登録のなかった方	令和2年1月1日に住民登録をしていた市区町村発行の令和2年度所得課税証明書 (詳しい交付開始日については、令和2年度になってから、該当の市区町村にお問合せください)

## 5. 所得階層の算定についての注意事項

- (1) 所得階層の算定は対象年度の市民税額に基づいて行っているため、申告により内容に変更や誤りがあった場合は、階層が変更になることがあります。
- (2) 算定の基礎となる市民税額は、住宅借入金等特別控除などの控除前の額となります。
- (3) 未申告の場合は、階層の算定が出来ないため、市民税額が確定次第、正しい所得階層の算定を行います。
- (4) 離婚、再婚等により算定対象者がかわる場合は、速やかにご連絡ください。

## 6. 所得階層の算定における世帯等について

### ひとり親世帯等

※ひとり親世帯等とは「母子・父子世帯」及び「在宅障がい児（者）のいる世帯」をいいます。

○母子・父子世帯必要書類

「児童扶養手当証書の写し」または「戸籍謄本」で確認します。

○在宅障がい児（者）のいる世帯 必要書類

「身体障害者手帳の写し」「療育手帳の写し」「特別児童扶養手当証書の写し」「国民年金証書の写し」のいずれかで確認します。

## 7. 一時預かり事業について

- (1) 堀江南幼稚園以外の幼稚園で実施しています。
- (2) 土曜日は撫養幼・精華幼・第一幼・板東幼の4園で実施しています。

※指定園になっておりますが、保護者の就労、送迎等の理由により対応いたします。

土曜日	撫養幼稚園	撫養幼稚園、黒崎幼稚園及び明神幼稚園の園児
	精華幼稚園	精華幼稚園、里浦幼稚園、成稔幼稚園及び桑島幼稚園の園児
	第一幼稚園	第一幼稚園及び大津西幼稚園の園児
	板東幼稚園	板東幼稚園及び堀江北幼稚園の園児

- (3) 利用料については、保育の必要性の認定を受けた方は無償となります。その際、①一時預かり事業利用申請書に加えて②施設等利用給付認定・変更申請書及び証明書等の添付書類の提出が必要となります。（詳細は一時預かり事業説明会でお知らせいたします）

※教材費・おやつ代等は別途必要です。

※②の申請書の提出がない場合、利用はできますが無償にはなりません。

### < 一時預かり事業利用料 >

区 分	金額（園児1人につき）
8月を除く月分の利用料	月曜日から金曜日までの利用 月額 5,300円
	月曜日から土曜日までの利用 月額 7,300円
8月分の利用料	月曜日から金曜日までの利用 月額 10,000円
	月曜日から土曜日までの利用 月額 12,000円